

公示番号：160522

国名：キルギス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：チュイ州搾乳衛生技術改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年9月上旬から2016年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月23日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キルギスの農業は、対 GDP 比 17.3% (世界銀行 2016)、輸出額の約 20.4% (約 20,779 百万ソム、キルギス統計委員会) を占め、その労働人口の 3 割以上 (キルギス統計委員会) が従事する重要な産業である。畜産業は農業生産額の約 49% (キルギス統計委員会) を占める主要なセクターであり、その中の乳・乳製品は従来から輸出実績がありポテンシャルのある主要産品として、今後の輸出拡大が期待されている。

キルギスは、2015 年 8 月にユーラシア経済連合 (以下、「EEU」とする) の正式メンバーとなり、2 年の猶予期間を経て EEU 加盟国への輸出はもとより、キルギス国内においても乳・乳製品を流通させる際には EEU の規則が適用されることになる。そのため、乳・乳製品を EEU 加盟国域内に流通させるには、乳・乳製品に関する「技術規則」や「獣医衛生要求」など EEU が定める基準を満たすことが必要である。しかし、現状では EEU による乳製品や製造プロセスの品質や安全性についての要求を満たすことができないものもあるため、乳・乳製品の品質及び安全性確保とそのため検査体制の整備が急務である。そこで、キルギス国から「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラン (以下「M/P」という)」の作成に係る支援が要請され、M/P 作成に係る JICA プロジェクトが実施されている (2015 年 8 月～2016 年 9 月)。

一方、乳・乳製品の原料となる生乳の品質は、乳・乳製品の品質向上及び安全性確保に極めて重要であり、生乳の生産及び集乳工程での適切な衛生管理が必要である。キルギス国内の酪農家の多くは小規模酪農家であり手搾りで搾乳を行っている状況にあり、搾乳衛生に関する知識及び技術が不十分であるため、異物混入や細菌数が基準値を越える生乳が散見される。また、集乳工程では集乳業者が自社のタンクローリーで酪農家から生乳を集乳し乳業会社へ輸送しているが、集乳時に適切な受入れ前検査を行っていないために品質に問題のある生乳も集乳している状況である。更に冷蔵機能がないタンクローリーが多いことから、集乳した生乳の細菌数増加を輸送中に抑制することができない。このような背景から、衛生的に搾乳した生乳を適切に集乳、保管及び輸送することにより安定した品質の生乳が生産される体制整備と衛生管理能力向上を目的とする本プロジェクトが要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行うと共に、他の課題を担当する各団員が収集する情報及び分析結果を集約する。JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。尚、本調査では、現地調査期間中 (JICA 団員現地到着時) に JICA 団員に対し中間報告を行い、本体プロジェクトの方向性に

ついて協議を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行うこととする。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年9月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握するため、以下の資料を分析する。
 - ・要請書
 - ・「キルギス国酪農産業にかかる情報収集・確認調査(2013年11月)」
 - ・「キルギス国農産品輸出促進・農民組織化強化に係る情報収集・確認調査(2013年6月)」
 - ・開発計画策定型技術協力「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジェクト」ドラフトファイナルレポート(案)(2016年8月)
 - ・JICA及び他ドナーが実施済/実施中/計画中の関連調査・プロジェクトに関する資料・情報
 - ・ユーラシア経済連合に関する資料・情報(特に乳品質、酪農に関連する規則及び運用状況)
 - ・キルギス政府、その他関連する団体のホームページ
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ③ カウンタパート機関や関係機関に対する質問票(案)(英文)を作成する。尚、評価分析団員は、他の課題を担当する各団員が作成した質問内容に重複がないか確認し、現地派遣前にJICAキルギス事務所に一括して送付する(キルギス事務所により、翻訳の上、関係機関に送付予定)。
- ④ PDM(案)(和文・英文)、P/O(案)(和文・英文)、R/D(案)(英文)及びモニタリングシート(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑤ 他ドナーが実施する関連プロジェクトのに関する資料・情報の収集及び分析を行う。
- ⑥ 調査団との事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2016年9月中旬～9月下旬)

- ① JICAキルギス事務所との打合せに参加する。
- ② 関係機関(関係省庁、検査機関、民間会社等)を訪問し、国内準備期間③で作成した質問票の回答を回収し、内容の取りまとめを行うと共に、協議内容について調査団員に共有する。
- ③ 先方関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ④ 以下の事項を含む情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) 開発計画および農業開発関連政策における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) 先方関係機関、特に実施機関の組織体制(人員、予算、所管事項、業務内容等)と関連する法制度
 - ウ) 関連セクターにおける他ドナー・機関の援助動向
 - エ) 知識・技術の普及システム
- ⑤ 収集した資料の整理・分析を行うと共に、「生乳生産管理」、「酪農経営分析」及びその他の関係者と団内協議を行い、協力の枠組み等を検討する。

- ⑥ 上記(2)①～⑤の検討及び先方機関との協議を踏まえ、M/M(案)(英文)、R/D(案)(英文)、PDM(案)(和文・英文)、P/O(案)(和文・英文)、モニタリングシート(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑦ 現地調査結果をJICAキルギス事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年10月上旬)

- ① 他の分野担当の業務従事者が作成する報告書(案)を取り纏め、詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。
- ② 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から評価を行い、事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ③ PDM(案)(和文・英文)、P/O(案)(和文・英文)、モニタリングシート(案)(英文)の作成に協力する。
- ④ 帰国報告会及び国内打合せに出席するとともに結果報告を行う。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒モスクワ⇒ビシュケク⇒モスクワ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2016年9月11日～9月29日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と1週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 家畜衛生(農林水産省)

エ) 生乳生産管理(JICAが別途契約するコンサルタント)

オ) 酪農経営分析(JICAが別途契約するコンサルタント)

カ) 評価分析(本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA キルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

あり（英語－ロシア語）

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし（但し、JICA キルギス事務所の会議室が空いている時間に使用可能）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（03-5226-8449）にて配布します。

- ・要請書
- ・M/P（案）

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上